

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国の総人口は総務省の推計によると、令和5（2023）年10月1日現在、約1億2,434万人で、そのうち高齢者人口は3,622万人、高齢化率は29.1%と、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっています。一方、本市の総人口は、令和5（2023）年10月1日現在、23万164人で、そのうち高齢者人口は6万3,546人、高齢化率は27.6%となっています。

令和7（2025）年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えることから、今後も高齢化が進むことにより要介護認定率の上昇や介護サービスへの需要は高まることが予測されるとともに、少子化の進行により生産年齢人口の減少、担い手不足が見込まれています。

国においては、平成12（2000）年に介護保険制度を創設し、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを迎える地域も出てくるなど、人口構成の変化や介護サービスに対するニーズ等は地域によって異なる動向を示すことが予測されています。

こうした社会情勢を踏まえ、令和3（2021）年に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりの支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、所要の措置を講ずることとされており、具体的な取組内容や目標を定め、優先順位を検討した上で、高齢者福祉施策を推進していくことが求められています。

本市においては、令和3（2021）年3月に策定した「第8期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）に基づき、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策及び事業を積極的に展開してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により高齢者福祉施策の推進に影響を及ぼした施策もあると考えられることから、今後、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、これまでの取組の成果や課題の分析等による見直しを行い、高齢者が住み慣れた地域で生きがいに満ちた暮らしを続けられるよう、令和6（2024）年度を初年度とする「第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針

第9期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための国の基本的な指針（以下、「基本指針」という。）の改正が行われました。第9期計画において充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

3 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指しています。

また、本計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条と共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条において、定めるよう努めることとされている「上尾市成年後見制度利用促進基本計画」及び「上尾市認知症施策推進計画」、並びに厚生労働省発出の『「介護給付適正化計画」に関する指針』に基づく「上尾市介護給付適正化計画」を含みます。

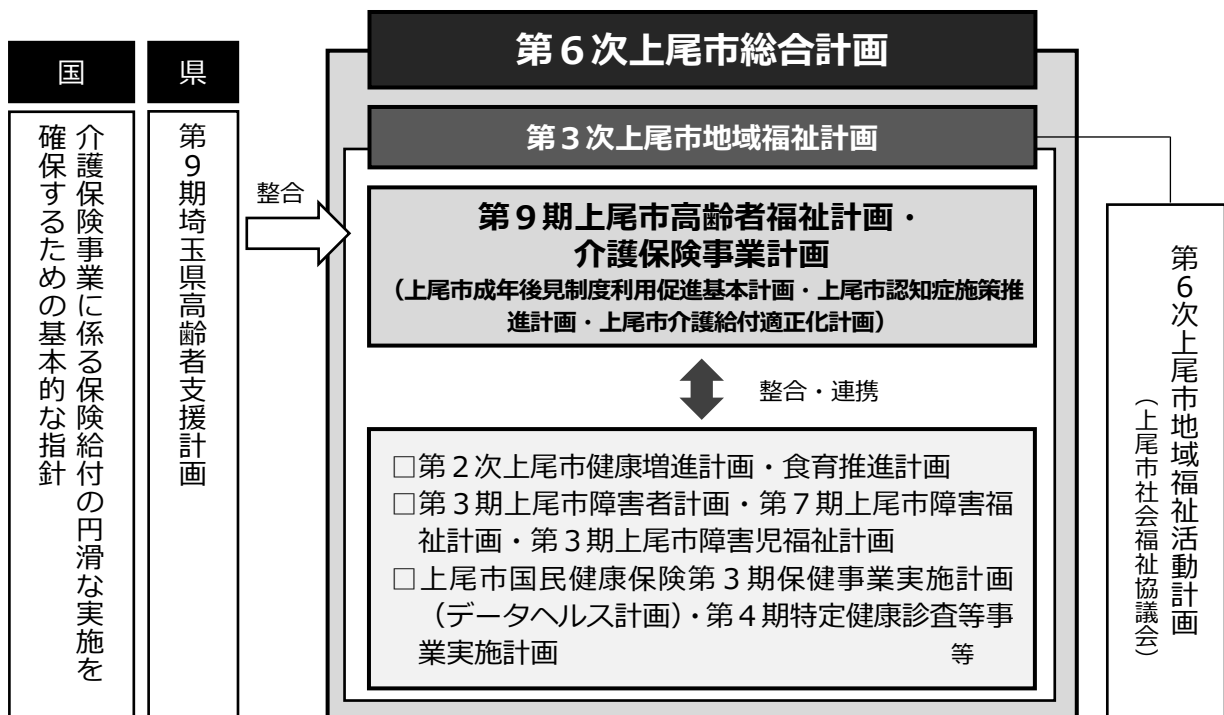
4 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、上尾市総合計画の下に位置付けられた高齢者福祉に係る計画として、高齢者に関わるさまざまな計画との整合性を図ったものとしします。

とりわけ、「第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画」は、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策と連携をとりながら、市民の地域生活を支援することで、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す計画です。

「地域共生社会」の実現に向けて、「第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画」の理念をベースとして、「上尾市障害者支援計画」等とも連携を図り、高齢者の地域生活を支援します。

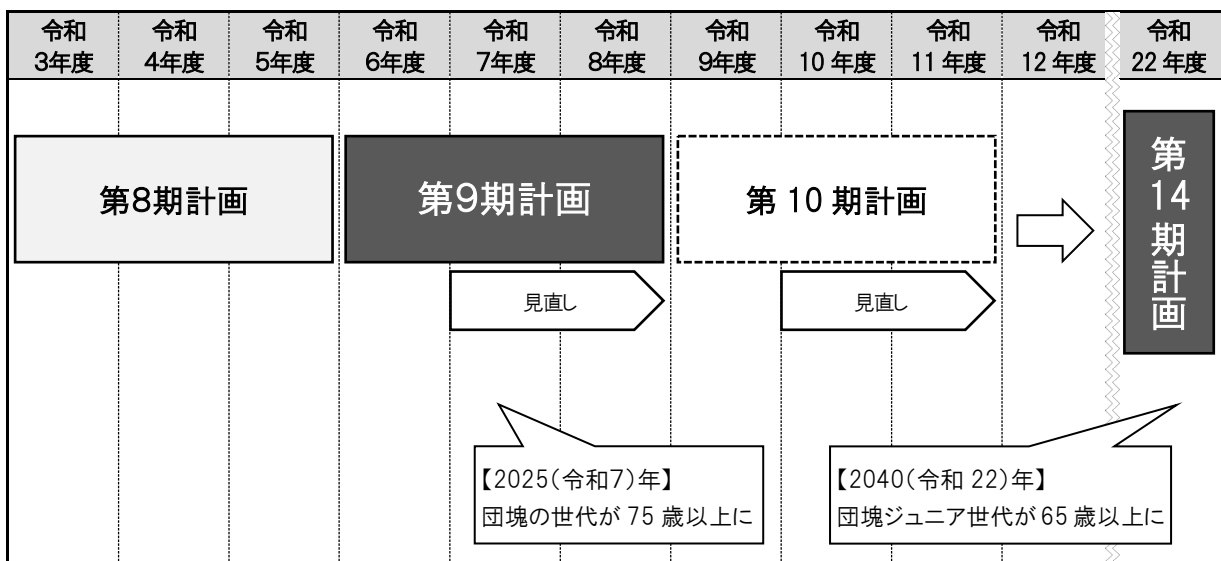


(2) 計画の期間

本計画では、計画期間中に団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年を迎えることから、第6期計画から段階的に構築を目指している「地域包括ケアシステム」について、より深化・推進していくとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22（2040）年も見据えた中長期的な視点を持った計画とします。

その方針の下、令和6（2024）年度を始期とし、令和8（2026）年度を最終年度とする3か年計画として策定しています。

なお、高齢者の生活実態・意向や社会情勢の変化に対応するため、計画は3か年ごとに見直し、策定するものとしています。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状の人口構造や介護シセプト・要介護認定情報などの分析結果等を用いて地域の実態を把握するとともに、地域ケア会議における事例検討会や生活支援コーディネーター等の活動、各種アンケートによる調査結果等から把握した地域課題の解決に向けた取組を検討しました。

また、県からの助言や情報提供を踏まえ、県の施策と整合を図りながら、市民の意見を反映するための機会を設け、幅広い意見を聴きながら策定しました。

(1) 上尾市介護保険事業計画等推進委員会による検討

本計画の策定にあたり、上尾市介護保険事業計画等推進委員会を通じて、協議・検討を行いました。委員については、幅広い意見を集約するため、公募委員、市議会議員、保健・医療・福祉分野の関係者等で構成されています。

また、委員会における協議とその結果を会議公開制度に基づき公開しています。

(2) 計画策定に係るアンケート調査の実施

①市内の高齢者を対象としたアンケート調査

本計画を策定する上での基礎資料として活用するため、高齢者や介護家族、関係者、介護事業所等の日頃の状況や高齢者福祉・介護保険に対する意見や要望を把握するために実施しました。

○調査対象者・調査方法等

調査対象：（介護予防・日常生活圏域二一ズ調査）市内在住の要支援認定者、事業対象者、65歳以上の要介護認定を受けていない人

（在宅介護実態調査）在宅で生活している要支援・要介護認定者

調査期間：令和4年11月16日～12月22日まで

調査方法：郵送による配布・回収

○調査結果

調査区分	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	6,000件	4,156件	69.3%
在宅介護実態調査	1,500件	927件	61.8%

②市内の介護事業所を対象としたアンケート調査

本計画を策定する上での基礎資料として活用するため、市内の介護事業所の現状や人材確保の取組状況等を把握するために調査を実施しました。

調査の結果を上尾市介護保険事業計画等推進委員会の場で協議し、本計画における介護人材の確保に関する施策に反映しました。

○調査対象者・調査方法等

調査対象：(A 在宅生活改善調査)市内の全ての居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
(B 居所変更実態調査)市内の全ての施設・居住系サービスの事業所

(C1 介護人材実態調査)市内の全ての施設・居住系サービス及び通所・短期入所系サービスの事業所

(C2 介護人材実態調査)市内の全ての訪問系サービス(ただし訪問看護サービス等を除く)の事業所

調査期間：令和4年11月16日～12月22日まで

調査方法：メール配布・メール回収

○調査結果

調査区分	配布数	有効回答数	有効回答率
A 在宅生活改善調査	61件	18件	29.5%
B 居所変更実態調査	73件	25件	34.2%
C1 介護人材実態調査	144件	40件	27.8%
C2 介護人材実態調査	72件	9件	12.5%

(3) 全庁的な調整・検討

本市においては、関係各課と協力し第8期計画の各施策の進捗状況を調査するとともに、調査の結果、把握した課題を分析・評価し、第9期計画の高齢者施策の設定等を行いました。本市の行政施策の推進について、全庁的な意見を聴取し、計画内容について検討しました。

(4) 市民コメント制度の実施

市民の意見を反映させるため、令和5年12月25日から令和6年1月26日まで、市民コメント制度を実施し、寄せられた意見の概要と、その意見に対する市の考え方を市ホームページ等で公表するとともに、意見を反映しました。

(5) 第8期計画期間の分析と評価の実施

第8期計画期間において、毎年度、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、要支援・要介護認定者（以下「要介護（支援）者」という。）の人数や保険給付の実績、地域支援事業の利用状況等について他の市町村と比較しつつ分析・評価を実施しました。本計画の策定にあたり、第8期計画の分析・評価の結果を活用しています。

